

令和8年8月から 休日の運動部活動が“地域クラブ”に変わります

－受益者負担額について－

これまで発行してきた地域展開 News では、①令和8年8月から休日の部活動が“地域クラブ”に変わる事②“地域クラブ”運営に必要な経費を参加者同士で負担する必要性についてお伝えしてきました。今号では、令和8年8月からの実施を予定している受益者負担(現小6、中1から対象)における、負担額の目安についてお知らせします。

受益者負担額の目安及び活動時間・回数について

①登録料

・年度ごとに一度お支払いいただくもの 5,000円

②月会費

・活動に参加するために毎月お支払いいただくもの 4,000円

※ 要保護、準要保護世帯については、①・②の費用は公費で負担します。
※ ここで示す金額は、現段階の目安になります。今後、国のガイドライン等がまとまった段階で、再度検討をします。

③活動時間及び活動回数

- ・1回あたりの活動時間は3時間程度
- ・土日いずれかの1日を活動日として、月4回実施

なぜ受益者負担が求められるの？

これまでは教育活動の一環(学校業務の一部)として部活動が行われてきたため、活動に必要な人材、場所、物資にかかる費用のほとんどが公費で賄われてきました。

しかし今後は、民間事業者の力を借りながら、運営していくこととなります。既存のクラブチームでも、指導者への報酬や練習場所の使用料、活動に必要な備品や消耗品を賄うために、年会費や月会費といった料金が設定されているように、今後は活動に必要な経費を参加者同士で負担していく必要があります。

全てが受益者負担で賄われるの？

費用負担のあり方については、現在国で取りまとめが行われていますが、①受益者負担②民間からの寄附金等の活用③公的負担 の3つを適切に組み合わせる必要があるとされています。

佐倉市でも、運営に必要な経費について、この3つを組み合わせながら、子ども達が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保していく予定です。

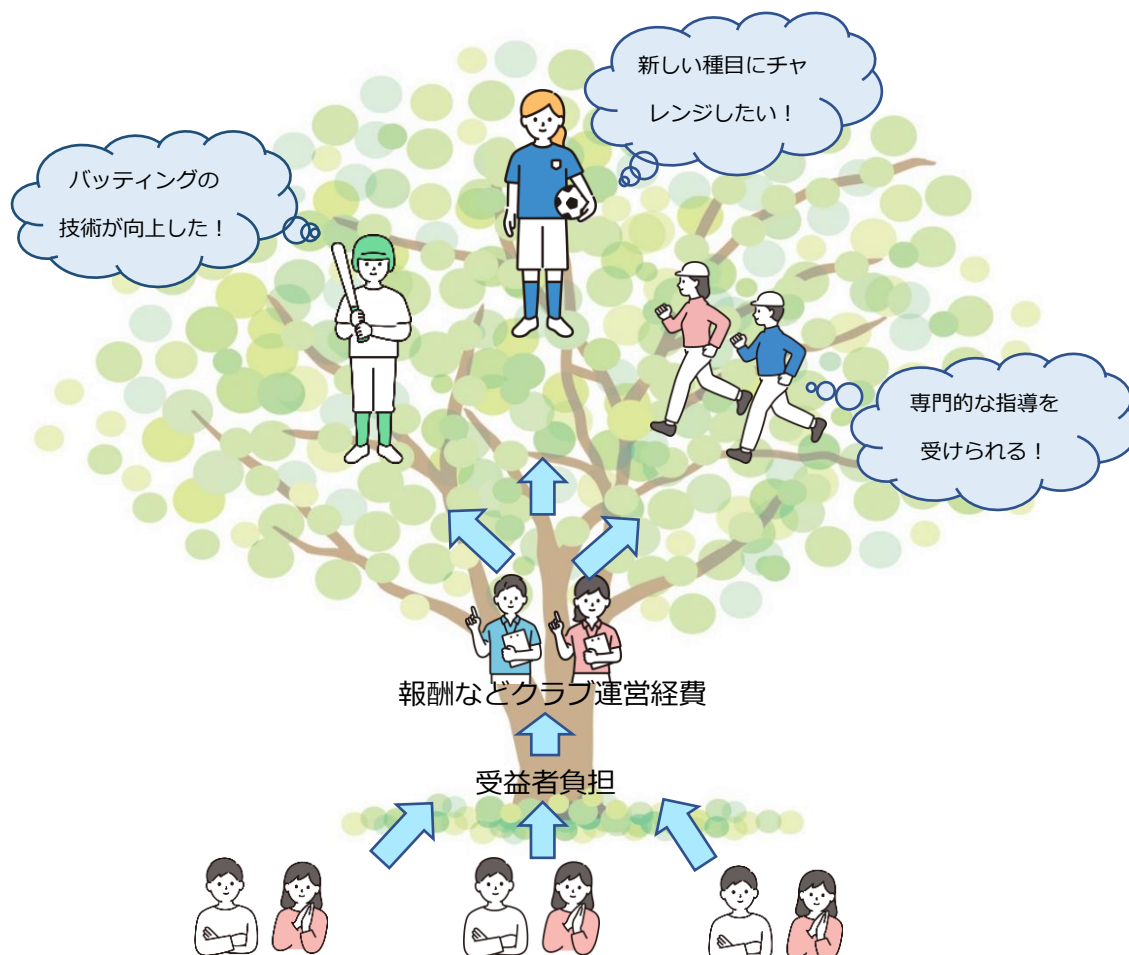
受益者負担は、どのようなことに使われるの？

主に各クラブで指導にあたる指導者報酬に充てる予定です。こども達に直接指導にあたる指導者に、適正な報酬が支払われる仕組みを構築することが、こども達の安全性や事業の持続性に直結します。

佐倉市が目指す地域クラブモデル

令和5年度から始まった地域展開実証事業を通じて、市には体験した生徒達から以下のような声が集まっています。また、令和7年度には、地域クラブでの指導を受けた結果、全国大会出場という好成績を残せた生徒もいます。佐倉市では、こうした経験を全ての生徒に広げていくことを目指します。

- 大会に向けた調整メニューも教えてもらえて、自己ベストを更新することができた
- 新しい練習方法や具体的な改善点を実演しながら教えてもらえて、とても分かりやすい
- 技術だけでなくメンタルの部分も教えてもらい、試合で考えながら動けるようになった



少子化が進む中でも、こども達の活動機会を確保するために、部活動地域展開は必要な取組です。これからのこども達の大きな成長に繋げ、安全安心に継続していくためには、保護者の方々のご負担による支えが必要です。ご理解ご協力を何卒よろしくお願ひします。